

大雨による土砂流出を防ぎましょう!!

台風やゲリラ豪雨により、土砂が畠から道路や側溝に流出する事案がたびたび発生し、トラブルの原因となっています。

こうした問題の発生を防止するため、農地所有者・耕作者の皆様には土砂の流出対策を実施していただきますようお願いいたします。

«事故やトラブルの原因になっています!»

- ◆ 道路上に流出した土砂は、車両や人の通行の支障となるだけでなく、側溝に詰まると排水不良になって道路に水が流出し、道路冠水やスリップ事故の原因となり大変危険です。
- ◆ 地形によっては、流出した土砂が宅地等に流入することもあり、思いがけないトラブルを引き起こす原因となります。



道路への土砂流出



グレーチングの詰まり

«農地の所有者（管理者）の責任が求められます!»

- ◆ 流出した土砂の片付けは、流出元の農地の所有者の責務です。
- ◆ 土砂の流出が原因で事故等が発生した場合、その農地の所有者が責任を問われるおそれがあります。土砂が流出してしまった場合は、速やかに撤去をお願いします。
- ◆ 道路に土砂が流出し、やむを得ず道路管理者（土木事務所や国道事務所など）が対応した場合、土砂撤去などの復旧費用を請求※されることがあります。

※ 道路法第58条(原因者負担金)に基づく費用請求

※ 復旧費用の詳細につきましては道路管理者にお尋ねください。

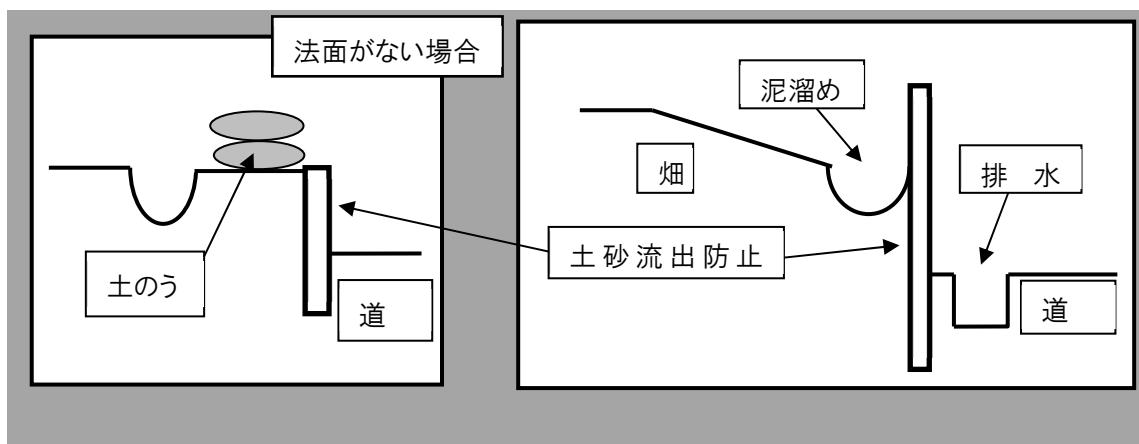
土砂流出を防ぐためにできること

- ・道路・側溝と畠の境に十分な畦畔を設ける
- ・土のうや土砂流出防止柵などで土砂をせき止める
- ・大雨時は馬入れも足場板等で止める
(右写真参照)

【対策の実施イメージ】



馬入れ部を足場板で止めている様子



★刈り草・残渣は適切に処理しましょう。

★土砂や刈り草が側溝や排水路に流入した時は掃除しましょう。

【横浜市からのお知らせ】

横浜市では、農地からの土砂流出対策のための補助事業※1を実施しているほか、土留鋼鉢や土のう袋を無償で配布※2しています。

※1補助事業の実施には要件があります ※2配布個数には上限があります

農地からの土砂流出対応でお困りや不明なことがありましたら、まずは横浜市の農政事務所へご連絡ください。

【連絡先】

横浜市北部農政事務所 TEL:045-948-2480(農業振興担当)

横浜市南部農政事務所 TEL:045-866-8493(農業振興担当)

(連絡いただいた内容によって他部署をご案内させていただく場合があります)

